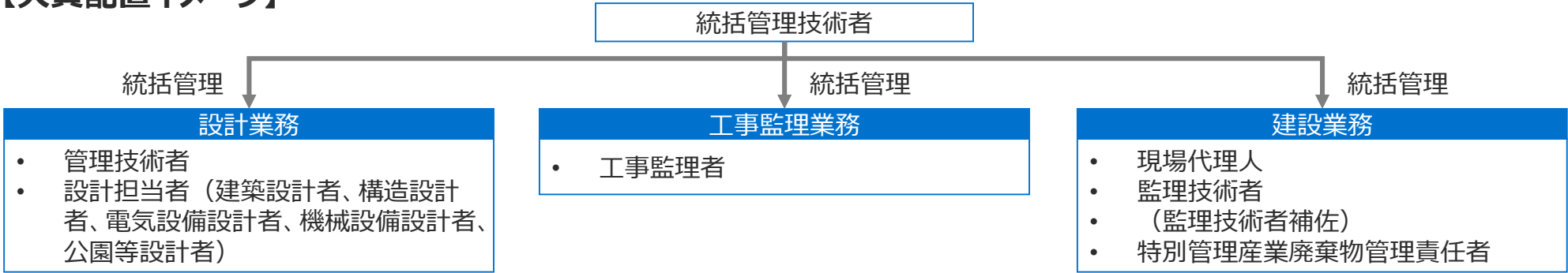


■設計・建設段階
【人員配置イメージ】

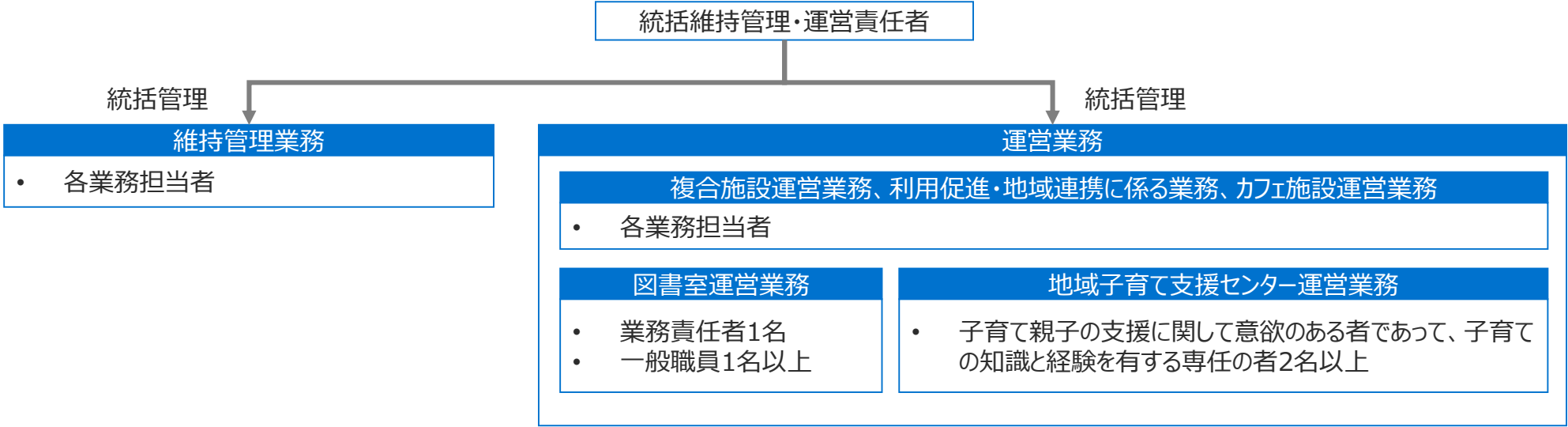


※現場代理人と監理技術者の兼任は可
監理技術者補佐を配置しない場合は監理技術者は専任とすること。

【各業務従事者の要件等】

統括管理技術者		- 設計業務、工事監理業務、建設業務を統括し、本事業の推進、相互調整を行う者 - 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者 →代表企業から配置すること
設計業務	管理技術者	- 一級建築士の資格を有している者で、建築・構造・電気設備・機械設備の設計趣旨・内容を統括的に反映でき、現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、的確な意思決定ができる者 - 上記の統括的な実務経験を3年以上有する者
	建築設計者	一級建築士の資格を有する者
	構造設計者	構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有する者
	電気設備設計者	設備設計一級建築士、一級建築士、建築設備士いずれかの資格を有する者
	機械設備設計者	設備設計一級建築士、一級建築士、建築設備士いずれかの資格を有する者
	公園等設計者	技術士建設部門(都市及び地方計画)、シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)（都市計画及び地方計画又は造園）、登録ランドスケープアーキテクト(RLA)いずれかの資格を有する者
工事監理業務	工事監理者	一級建築士の資格を有するとともに、計画通知その他関係法令等の変更が生じた場合に、必要な手続等を実施する能力を有する者
建設業務	現場代理人	- 現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、的確な意思決定ができる者 - 施工スケジュールの管理、工事作業員の安全管理、市との調整や定期的な報告、企業間の調整等を統括管理する者
	監理技術者	- 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項に規定する、建築一式工事の監理技術者 - 一級建築士又は1級建築施工管理技士資格を有する者 - 監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者
	特別管理産業廃棄物管理責任者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の2に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会修了証を保有する者

■維持管理・運営段階
【人員配置イメージ】



【各業務従事者の要件等】

統括維持管理・運営責任者		- 維持管理業務、運営業務を統括し、本事業の維持管理業務、運営業務及び主催事業・任意事業の推進、相互調整を行う者 - 維持管理・運営業務を担う企業から構成されるJVの代表企業（維持管理・運営業務を担う企業が1社のみの場合は当該企業）から配置すること
維持管理業務	建築設備保守管理業務担当者	運転監視を行う電気責任者は、電気事業法に定める第3種電気主任技術者以上、機械責任者は労働安全衛生法に定める一級ボイラー技士以上の資格免許を有する者（必要な場合のみ）
	その他の維持管理業務担当者	資格要件はなし
運営業務	図書室運営業務担当者	- 業務責任者：司書又は司書補の資格を有する者1名 - 一般職員：資格要件はなし。1名以上
	地域子育て支援センター運営業務担当者	子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者2名以上
	その他の運営業務担当者	資格要件はなし